

真鶴町こども計画

家に住むのではなく、町に住む

ーこども・若者を真ん中に、まちで育ちあうー

2025年3月

真鶴町

目次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の目的・背景.....	1
2	計画の期間.....	1
3	根拠と位置づけ.....	2
4	こども・若者の定義.....	3
5	策定体制.....	3
第2章	こどもを取り巻く状況.....	4
1	統計からみる真鶴町の状況.....	4
2	アンケート調査結果.....	10
3	人口推計.....	13
第3章	計画の前提.....	14
1	基本理念.....	14
2	基本方針.....	15
第4章	こども支援の推進 [こども計画].....	16
1	ライフステージを通じた支援.....	16
(1)	こども・若者の権利、個性が尊重され、最善を追求できる体制づくり.....	16
(2)	こども・若者と一緒にまちをつくる.....	16
(3)	切れ目のない支援で子育てのしやすい環境の整備.....	16
(4)	誰一人取り残さないきめ細かな支援の推進.....	17
(5)	若い世代の選択を尊重し、実現を手助けする.....	17
(6)	連携強化による施策の適時最適化.....	17
2	ライフステージ別の支援.....	18
(1)	こどもの誕生前から幼児期まで.....	18
(2)	学童期・思春期.....	18
(3)	青年期.....	18
3	子育て当事者への支援.....	19
(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	19
(2)	地域子育て支援、家庭教育支援.....	19
(3)	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大.....	19
(4)	ひとり親家庭への支援.....	19
第5章	子ども・子育て支援施策の推進 [次世代育成支援行動計画].....	20
	体系図.....	20
	基本目標1 地域における子育ての支援.....	21
	施策1) 地域における子育て支援・保育サービスの充実.....	22
	施策2) 子育て支援のネットワークづくり.....	26
	施策3) 児童健全育成支援.....	26

基本目標 2 母子の健康の確保・増進.....	30
施策 1) こどもや母親の健康の確保.....	31
施策 2) 食育の推進.....	35
施策 3) 思春期保健対策の充実	35
施策 4) 小児医療の充実.....	36
基本目標 3 こどもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり	37
施策 1) 次代の親の育成.....	38
施策 2) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	38
施策 3) 家庭や地域の教育力の向上.....	39
施策 4) こどもを取りまく有害環境対策の推進.....	40
施策 5) 地域の活性化（次代の親・こどもへの良い影響）	40
基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	41
施策 1) 良質な住宅や良好な居住環境の確保.....	41
施策 2) 安全な道路交通環境の整備.....	42
施策 3) 安心して外出できるまちづくり	42
基本目標 5 職業生活と家庭生活の両立の推進	43
施策 1) 多様な働き方の実現と育児協力の醸成.....	44
施策 2) 仕事と子育ての両立の推進.....	44
基本目標 6 こども等の安全の確保	46
施策 1) こどもの不慮の事故防止活動の推進.....	46
施策 2) こどもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進.....	47
施策 3) こどもの防災等の推進	47
施策 4) 被害に遭ったこどもの保護の推進	47
基本目標 7 要保護児童への対応等	48
施策 1) 児童虐待防止対策の充実.....	49
施策 2) 母子・父子家庭等の自立支援推進	49
施策 3) 障がい児施策の充実	50
第 6 章 量の見込みと確保方策 [子ども・子育て支援事業計画]	51
1 教育・保育の提供区域の設定	51
2 教育・保育事業の数値目標と確保方策.....	51
3 地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策	53
4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	61
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	61
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	61
第 7 章 計画の推進について.....	62
1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理.....	62

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的・背景

わが国では、非婚化・晩婚化・晩産化や出生率の低下により、少子化が進行しています。核家族化や共働き家庭の増加などに伴い、子育てと仕事が両立できる環境の整備が課題であるほか、こどもの貧困、虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、こどもたちのすこやかな成長を妨げる問題への対応も求められています。

こうした中、こども基本法（令和四年法律第七十七号）が2022年6月22日に公布され、2023年4月1日から施行されました。この法律では、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしています。

また、2023年12月22日には、こども基本法の基本理念にのっとり、「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねています。これにより、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざしています。

本町では、2015年3月に、子ども・子育て支援新制度のもと、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「真鶴町子ども・子育て支援事業計画」を策定、2020年3月に「真鶴町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種施策を展開してきたところです。この度、国や県の動きを踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けて、「こども計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」、少子化対策等を一元的に推進するため、これらを包含した「真鶴町こども計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、2025年度から2029年度までの5年間と定められています。



3 根拠と位置づけ

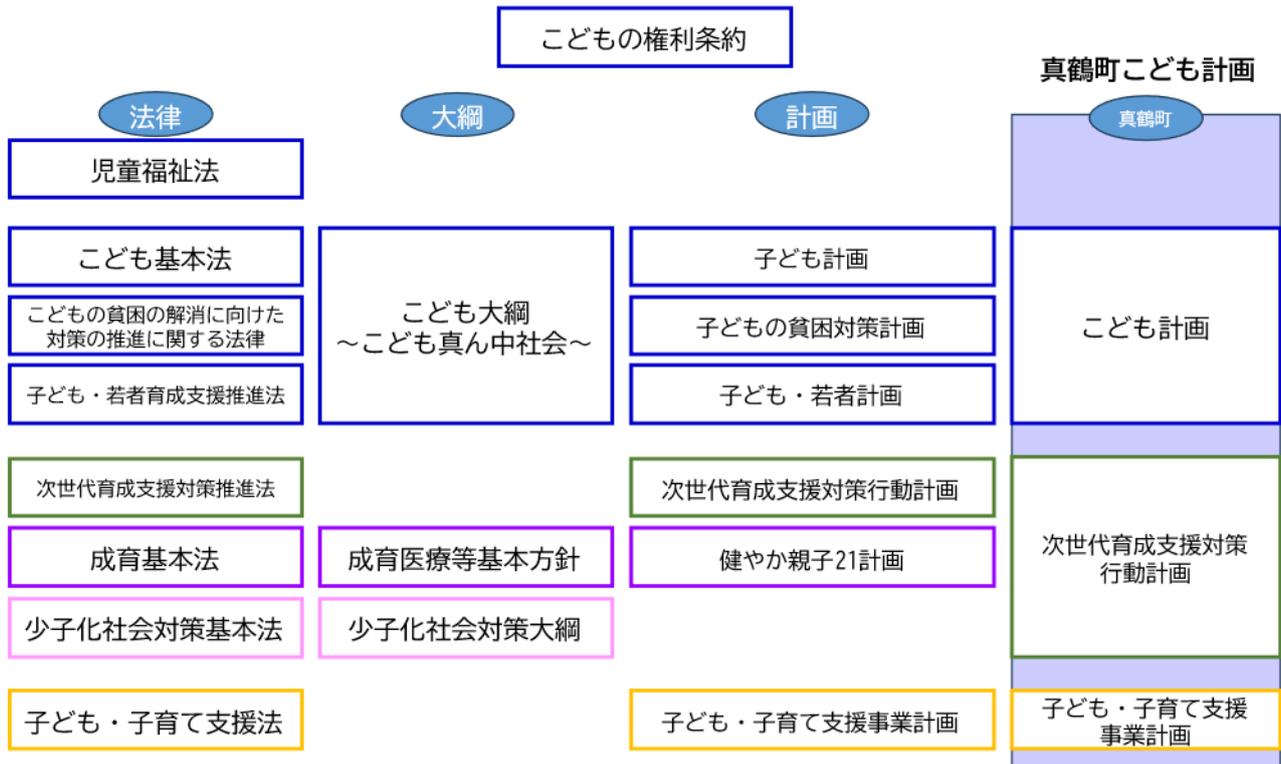
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく計画として、第三条の基本理念を踏まえ策定するものです。こどもの権利条約、こどもに関する各種法令に基づく個別計画を内包した計画とします。

[こども基本法の基本理念]

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。



また、本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」として、以下の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定します。

- ・市町村こども計画（こども基本法第 10 条第 2 項）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項）
- ・市町村計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項）
- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項）
- ・健やか親子 21 計画（成育基本法）

4 こども・若者の定義

こども基本法

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

子ども・子育て支援法

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

児童の権利に関する条約

第 1 条 この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者について年齢区分に関する規定はないが子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、それぞれ対象となる者を以下のように定義している。・子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）の者。・若者：思春期、青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者。施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象。

次世代育成支援対策推進法

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

5 策定体制

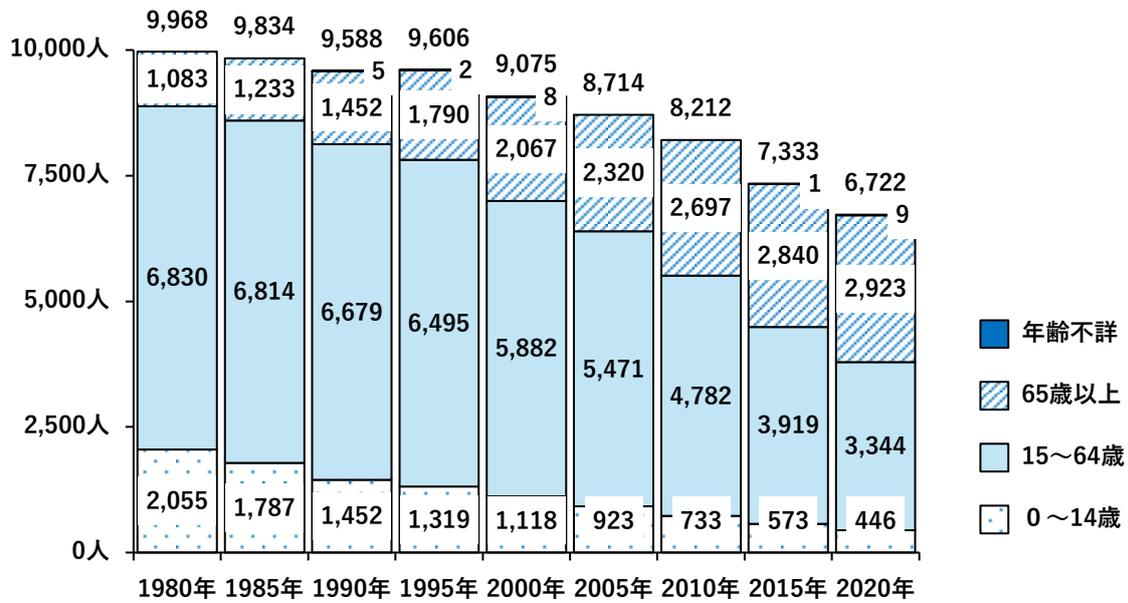
本計画の策定にあたっては、地域福祉や子育てに関するニーズを把握するために、町民アンケート調査を実施しました。また、子ども・若者を対象とした意見交換会、誰もが参加できる意見交換会を会場集合形式やインターネット会議形式で開催したほか、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「真鶴町子ども・子育て会議」において意見聴取や審議を行いました。

また、パブリックコメントを実施し、計画に関しての意見を募りました。

第2章 こどもを取り巻く状況

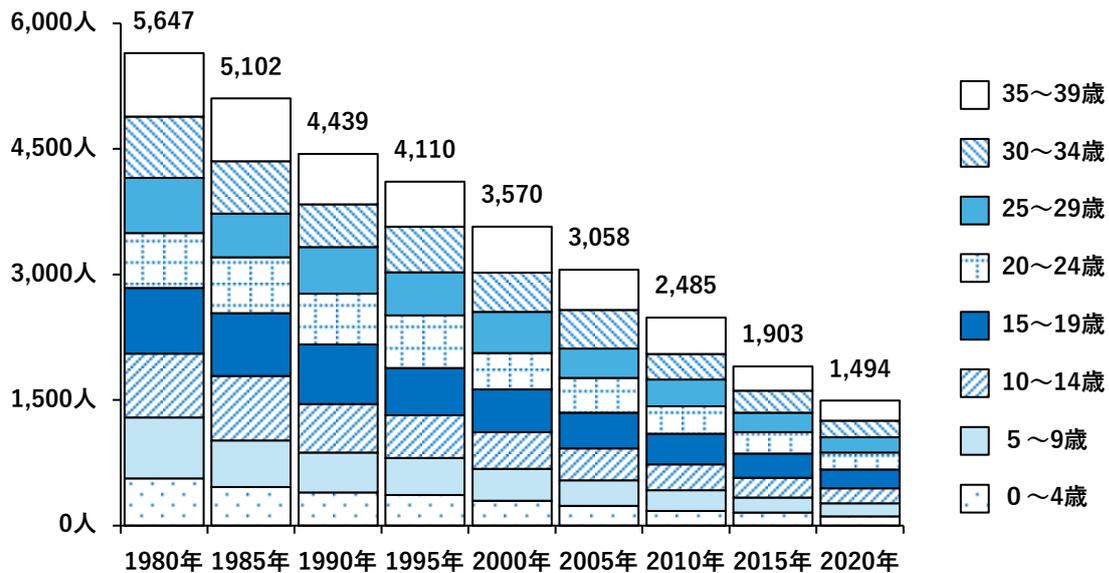
1 統計からみる真鶴町の状況

1 人口の推移



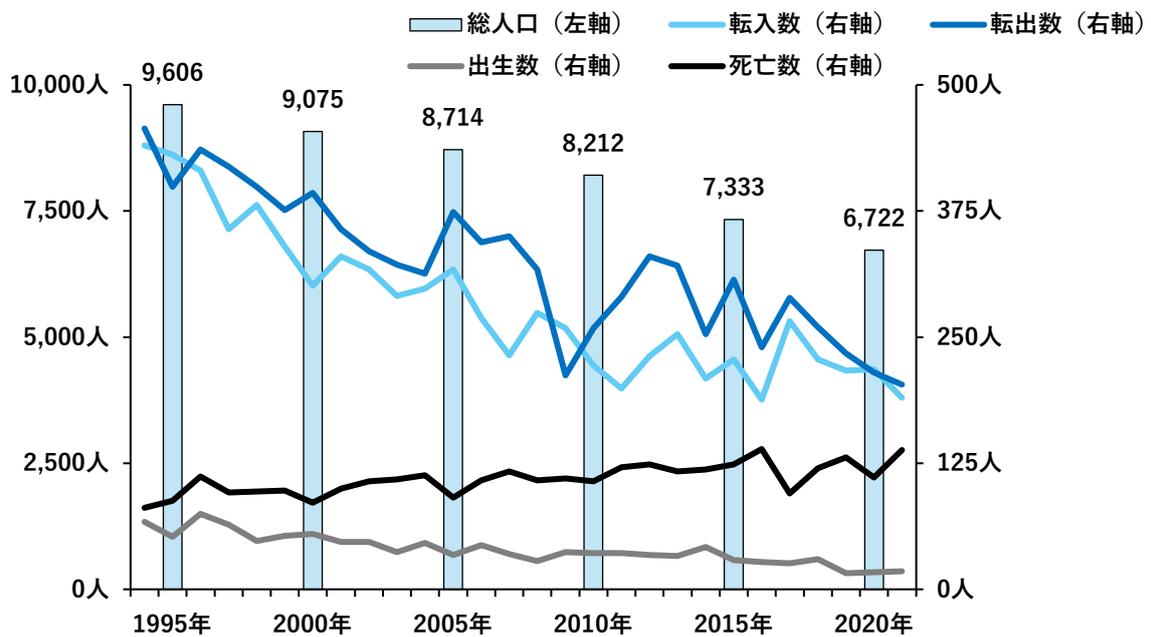
資料：内閣府提供資料_基礎データ（2024年6月版）

2 5歳階級別40歳未満人口の推移



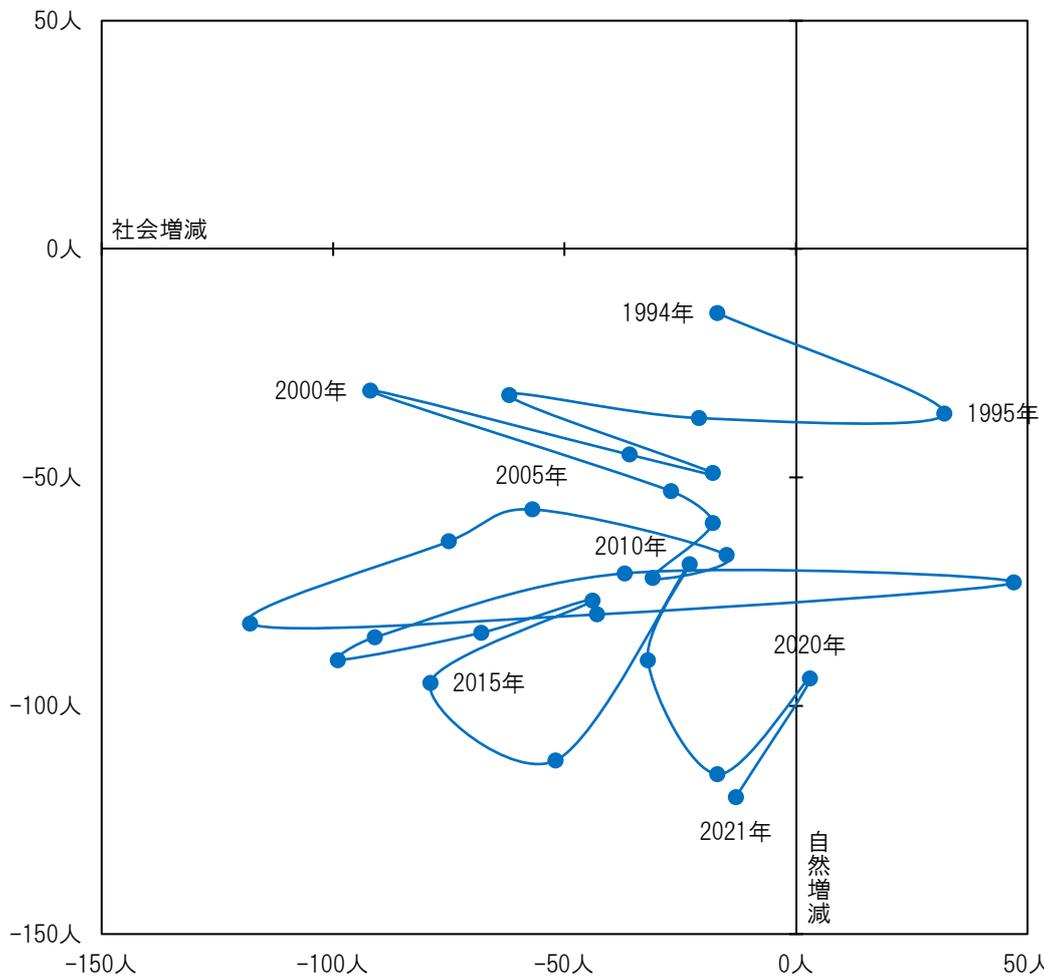
資料：RESAS 地域経済分析システム

3 転入・転出、出生・死亡数の推移



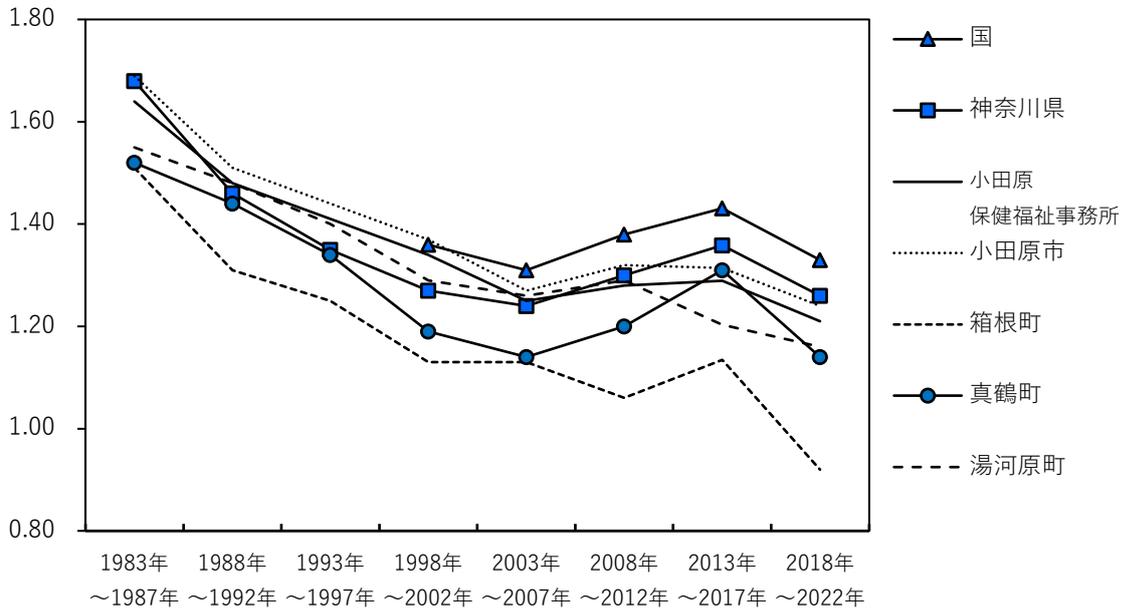
資料：RESAS（地域経済分析システム）

4 自然増減・社会増減の推移



資料：RESAS（地域経済分析システム）

5 合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移



資料：内閣府提供資料_基礎データ (2024年6月版)

6 常駐地による人口の従業・進学状況

(単位：人)

	常住地による人口(夜間人口)	従業も通学もしていない	自市区町村で従業・通学	自宅で従業	自宅外の自市区町村で従業・通学	他市区町村で従業・通学	自市内他区で従業・通学	県内他市町村で従業・通学	他県で従業・通学	従業・通学市区町村「不詳・外国」	従業地・通学地「不詳」	(再掲) 流出入口
総数	6,722	2,946	1,337	364	973	2,182	-	1,729	432	21	257	2,161
15歳未満	446	167	244	-	244	5	-	4	1	-	30	5
15～19歳	224	9	24	1	23	176	-	141	31	4	15	172
20～24歳	202	22	15	3	12	155	-	116	36	3	10	152
25～29歳	183	33	31	6	25	114	-	86	28	-	5	114
30～34歳	197	31	37	3	34	120	-	97	21	2	9	118
35～39歳	242	45	67	16	51	113	-	97	16	-	17	113

資料：まなづるの統計

7 世帯人員と人口密度の推移

	世帯数 (世帯)	人口 (人)			1世帯当 たり人員 (人)	人口密度 (人/km ²)	備考
		総数	男	女			
1955年	1,863	8,978	4,433	4,545	4.82	1,286	第8回 国勢調査
1960年	2,068	9,141	4,463	4,678	4.42	1,310	第9回 国勢調査
1965年	2,447	10,258	4,955	5,303	4.19	1,470	第10回 国勢調査
1970年	2,635	10,284	5,012	5,272	3.90	1,471	第11回 国勢調査
1975年	2,735	9,999	4,861	5,138	3.66	1,428	第12回 国勢調査
1980年	2,875	9,968	4,807	5,161	3.47	1,424	第13回 国勢調査
1985年	2,897	9,834	4,732	5,102	3.39	1,405	第14回 国勢調査
1990年	3,027	9,588	4,626	4,962	3.17	1,370	第15回 国勢調査
1995年	3,224	9,606	4,633	4,973	2.98	1,368	第16回 国勢調査
2000年	3,193	9,075	4,314	4,761	2.84	1,293	第17回 国勢調査
2005年	3,280	8,714	4,111	4,603	2.66	1,241	第18回 国勢調査
2010年	3,252	8,212	3,865	4,347	2.53	1,170	第19回 国勢調査
2011年	3,251	8,060	3,799	4,261	2.48	1,148	人口統計調査
2012年	3,219	7,869	3,689	4,180	2.44	1,121	人口統計調査
2013年	3,176	7,681	3,593	4,088	2.42	1,094	人口統計調査
2014年	3,154	7,549	3,528	4,021	2.39	1,075	人口統計調査
2015年	3,066	7,344	3,430	3,914	2.40	1,043	人口統計調査
2016年	3,052	7,169	3,362	3,807	2.35	1,018	人口統計調査
2017年	3,070	7,082	3,315	3,767	2.31	1,005	人口統計調査
2018年	3,059	6,960	3,257	3,703	2.28	987	人口統計調査
2019年	3,051	6,843	3,202	3,641	2.24	971	人口統計調査
2020年	3,055	6,725	3,141	3,584	2.20	954	人口統計調査
2021年	2,953	6,601	3,057	3,544	2.24	936	人口統計調査
2022年	2,946	6,511	3,014	3,497	2.21	924	人口統計調査

8 保育所の状況（2022年4月1日時点）

	定員数	児童数				職員数	
		3歳未満	3歳	4歳以上	計	保育士	その他職員
貴船愛児園	45人	18人	10人	24人	52人	8人	6人
石田保育園	60人	8人	9人	14人	31人	9人	3人
計	105人	26人	19人	38人	83人	17人	9人

資料：まなづるの統計

9 育児セミナー・親子教室

	育児セミナー				親子教室			
	開催回数	親	子	計	開催回数	親	子	計
2017年	12回	78人	85人	163人	12回	91人	103人	194人
2018年	11回	81人	88人	169人	12回	80人	97人	177人
2019年	11回	42人	41人	83人	11回	69人	81人	150人
2020年	5回	13人	14人	27人	5回	24人	25人	49人
2021年	8回	40人	38人	78人	7回	37人	41人	78人

資料：まなづるの統計

10 園・小・中学校（各5月1日時点）

		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
ひなづる幼稚園	園児数	36人	33人	32人	29人	27人
	教職員数	4人	4人	4人	4人	4人
	学級数	3学級	3学級	3学級	3学級	3学級
真鶴小学校	児童数	215人	198人	192人	207人	204人
	教職員数	19人	16人	17人	17人	16人
	学級数	11学級	9学級	9学級	10学級	10学級
真鶴中学校	生徒数	124人	116人	115人	111人	102人
	教職員数	19人	18人	20人	19人	18人
	学級数	7学級	6学級	8学級	7学級	6学級

資料：まなづるの統計

11 中学校卒業後の進学状況

	進学者	進学状況			
		公立		私立	
		県内	県外	県内	県外
2012年	64人	45人	0人	15人	4人
2013年	61人	44人	0人	12人	5人
2014年	58人	36人	0人	12人	10人
2015年	58人	42人	0人	8人	8人
2016年	60人	47人	0人	8人	5人
2017年	70人	40人	0人	17人	13人
2018年	48人	29人	0人	12人	7人
2019年	47人	36人	0人	6人	5人
2020年	29人	16人	0人	11人	2人
2021年	42人	26人	0人	9人	7人

資料：まなづるの統計

2 アンケート調査結果

1 調査の設計

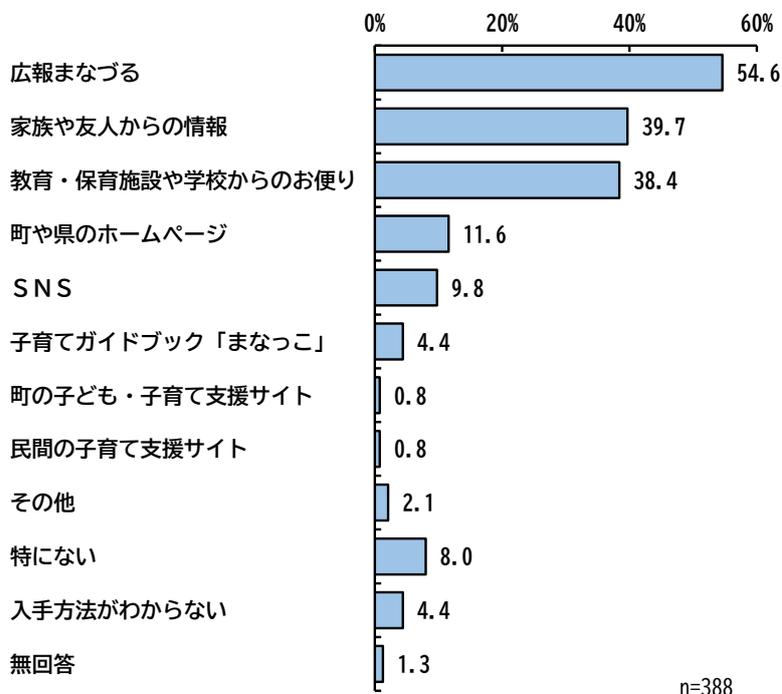
調査対象	町内在住の高校生以下の児童をもつ保護者を中心とした町民
標本数	500世帯
調査方法	施設を通じた直接配布・回収と郵送による配布・回収の併用
調査期間	2024年1月19日（金）～1月29日（月）

2 回収結果

配布数	500
回収数	390
有効回収数	388
有効回収率	77.6%

3 県や町が実施している子育てや生活に関する支援の情報入手方法

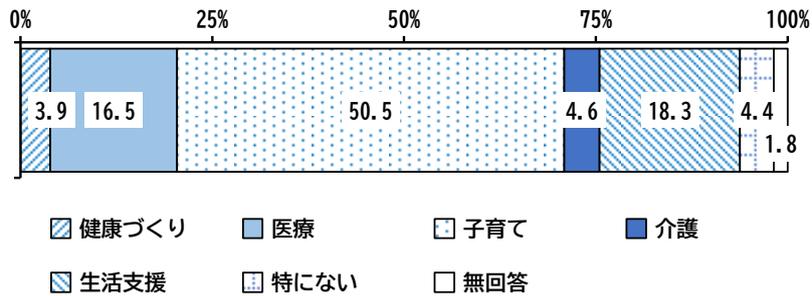
問22 県や町が実施している子育てや生活に関する支援の情報をどうやって知りますか。
 (あてはまるものすべてに○)



県や町が実施している子育てや生活に関する支援の情報入手方法では、「広報まなづる」54.6%が最も多く、以下「家族や友人からの情報」39.7%、「教育・保育施設や学校からのお便り」38.4%、「町や県のホームページ」11.6%、「SNS」9.8%となっています。

4 町に優先的に力を入れてほしい分野

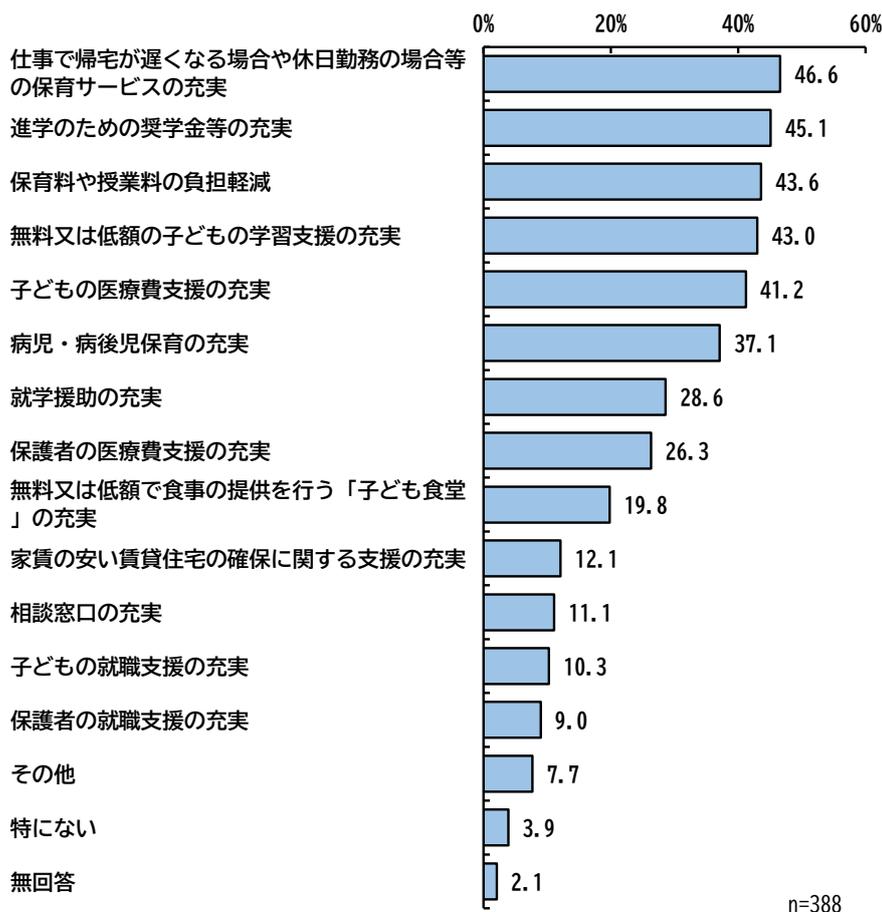
問23 次のうち、町に優先的に力を入れてほしい分野はどれですか。(あてはまるもの1つに○)



町に優先的に力を入れてほしい分野では、「子育て」50.5%が最も多く、以下「生活支援」18.3%、「医療」16.5%、「介護」4.6%、「特にない」4.4%となっています。

5 充実が必要だと思う子育て・生活支援

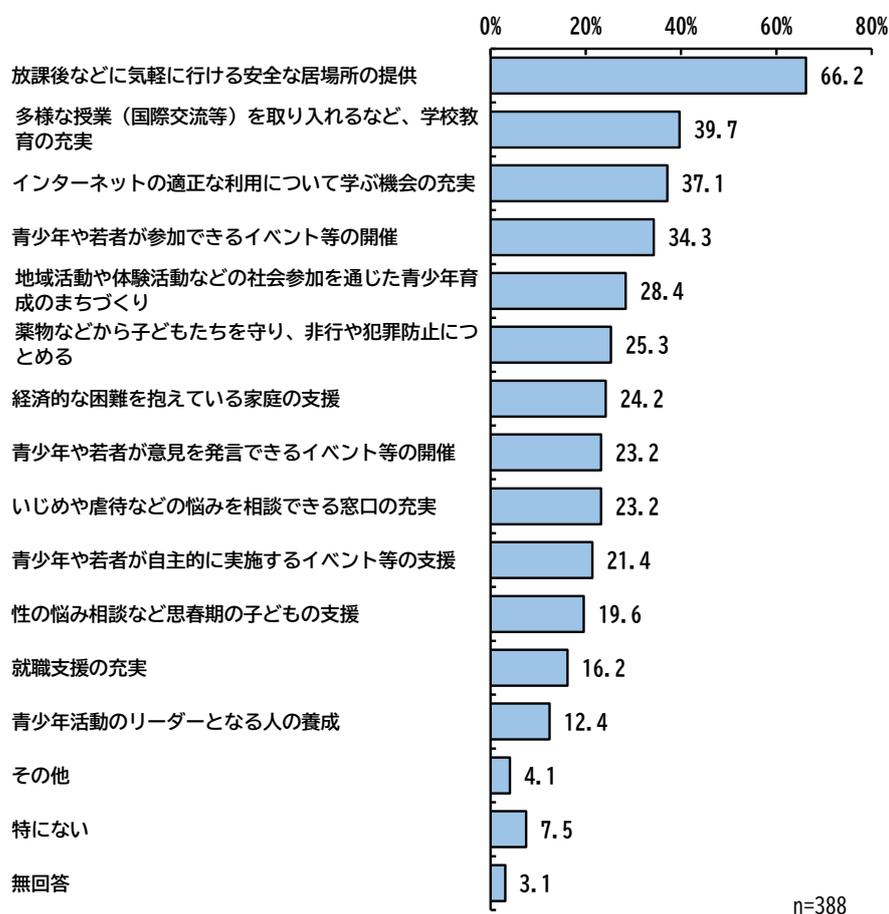
問24 どのような子育て・生活支援の充実が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



充実が必要だと思う子育て・生活支援では、「仕事で帰宅が遅くなる場合や休日勤務の場合等の保育サービスの充実」46.6%が最も多く、以下「進学のための奨学金等の充実」45.1%、「保育料や授業料の負担軽減」43.6%、「無料又は低額の子どもの学習支援の充実」43.0%、「子どもの医療費支援の充実」41.2%となっています。

6 充実が必要だと思う子ども・若者支援

問25 どのような子ども・若者支援の充実が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



充実が必要だと思う子ども・若者支援では、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所の提供」66.2%が最も多く、以下「多様な授業（国際交流等）を取り入れるなど、学校教育の充実」39.7%、「インターネットの適正な利用について学ぶ機会の充実」37.1%、「青少年や若者が参加できるイベント等の開催」34.3%、「地域活動や体験活動などの社会参加を通じた青少年育成のまちづくり」28.4%となっています。

3 人口推計

5年の人口実績を元に算出した人口の見通しは下表のとおりとなっています。

人口は減少傾向にあるものの、本計画において、本町ではこども一人ひとりに向けて次ページにある基本理念が実現するまちづくりに努めます。

	実際人口					将来推計値				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
総数	7,161	7,074	6,931	6,805	6,637	6,498	6,363	6,233	6,098	5,960
0歳	13	17	19	13	14	14	13	13	12	11
1歳	25	13	19	20	15	15	15	14	14	13
2歳	31	28	13	20	20	16	16	16	15	15
3歳	23	34	26	13	22	20	16	16	16	15
4歳	31	24	34	27	14	22	20	16	16	16
5歳	41	30	25	35	29	15	23	21	17	17
6歳	34	43	31	24	36	30	15	23	21	17
7歳	30	34	44	34	24	37	31	15	23	21
8歳	34	29	34	43	34	24	37	31	15	23
9歳	39	34	28	35	43	34	24	37	31	15
10歳	37	39	34	29	34	43	34	24	37	31
11歳	28	36	39	35	28	34	43	34	24	37
12歳	44	29	36	36	35	28	34	43	34	24
13歳	43	44	31	36	35	35	28	34	43	34
14歳	30	43	43	30	34	34	34	27	33	42
15～19歳	255	222	221	209	184	169	176	166	154	157
20～24歳	237	217	205	208	194	180	158	150	144	134
25～29歳	219	212	207	200	178	168	155	149	144	136
30～34歳	234	225	218	198	199	204	201	191	178	162
35～39歳	270	271	250	248	246	228	222	219	205	199

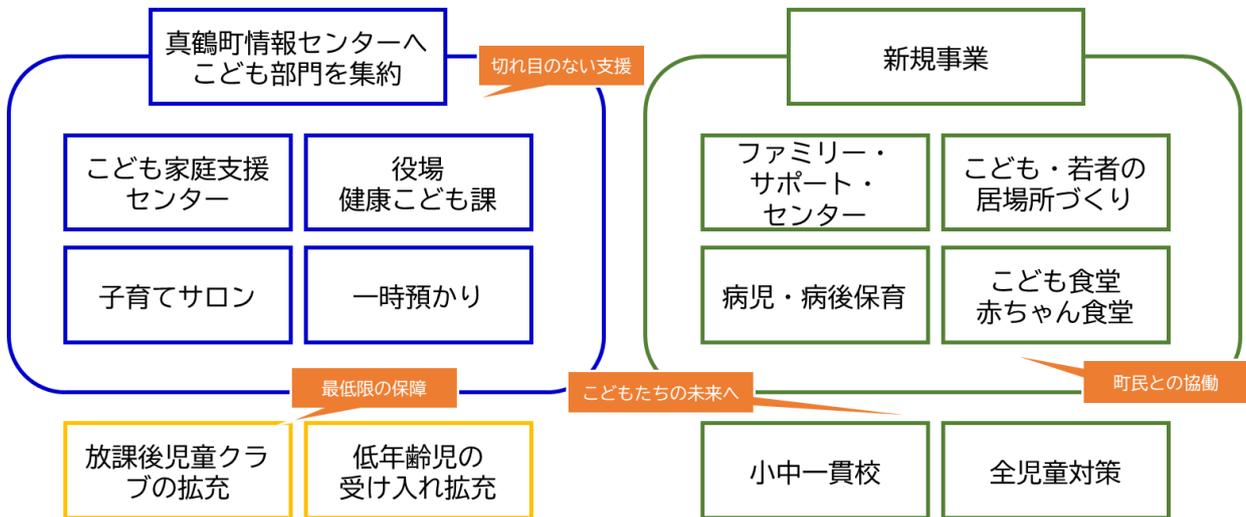
(各年4月1日時点)

第3章 計画の前提

1 基本理念

真鶴町は、何を大事にして子ども・子育てを進めたらよいか、子ども、若者、大人を問わず、多くの方々と意見交換会で議論した結果、「子ども・若者を真ん中に、まちで育ちあう」ことを基本理念とします。このまちの未来を担う大事な子ども・若者のために必要なことを行政も町民も優先して取り組むことを意図しています。真鶴町地域福祉計画が掲げる「みんなで支え合い、分かち合うまち」「家に住むのではなくまちに住む」ことが実感できる、真鶴版子ども真ん中社会をめざします。

子ども・若者を真ん中に、まちで育ちあう



子ども真ん中社会へ
～家に住むのではなくまちに住む～

●SDGs との関連

SDGs は、2015年9月18日付けで国連サミットにおいて、加盟する全193か国によって採択された「Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」に記載されている国際目標です。

本プランの推進により、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10人や国の不平等をなくす」「11 住み続けられるまちづくり」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」のゴールを中心に、SDGsの達成にも寄与していきます。



2 基本方針

本計画では、国のこどもまんなか実行計画 2024 を踏まえ、次の基本方針で取り組みます。

- 基本方針 1** こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 基本方針 2** こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 基本方針 3** こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 基本方針 4** 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 基本方針 5** 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を後押しする
- 基本方針 6** 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、近隣自治体、民間団体等との連携を重視する

第4章 こども支援の推進

[こども計画]

1 ライフステージを通じた支援

(1) こども・若者の権利、個性が尊重され、最善を追求できる体制づくり

- ・こども・若者施策を策定するにあたり、こども、若者の個性を尊重し、最も良いことは何か考え、こどもの利益になるような取り組みを行います。
- ・要保護児童対策地域協議会（要対協）の各連携機関の結びつきを強化することで、虐待等の困難を抱えたこどもの権利を守ります。
- ・問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、関係機関・団体と連携し、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。

(2) こども・若者と一緒にまちをつくる

- ・子ども・子育て会議をはじめとした、町の子育てに関する施策、事業の検討の場に、こども・若者にも参加してもらい、直接意見を聞いて、取り組みの参考にします。
- ・こども・若者の「多様な居場所づくり」を推進し、放課後等に気軽に集まれる場所を提供して「みんなで支え合い、分かち合うまち」「家に住むのではなくまちに住む」ことが実感できる、真鶴版こども真ん中社会をめざします。

(3) 切れ目のない支援で子育てのしやすい環境の整備

- ・こども家庭センターを設置し、誕生前から各成長期において、相談体制の充実など、安心して子育てしやすい環境の整備を行い、切れ目なく十分な支援を行います。
- ・小児医療費助成の高校生年代への対象年齢拡大等により、これまで年齢で切れてしまいがちであった高校生年代の子を持つ家庭への切れ目のない経済的支援を行います。

(4) 誰一人取り残さないきめ細かな支援の推進

- ・ こども家庭センターを設置し、個別にサポートプランを組むことで、支援の必要な家庭を把握し、各家庭に必要な支援へつなげられる体制をつくります。また、教育支援センター等、関連する事業との連携をさらに図っていきます。
- ・ 広域連携等も図る中で、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築するとともに、重症心身障がい児・医療的ケア児の支援を推進します。
- ・ 要対協の連携強化により、虐待やマルトリートメント(不適切な養育)を受ける児童、そうした行為をしてしまう保護者への支援を行い、適切な愛着、親子関係を形成できるよう町全体で見守ります。
- ・ こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備します。
- ・ ヤングケアラーの早期発見と把握に努め、相談やサポートに繋がられるように支援体制を整えます。

(5) 若い世代の選択を尊重し、実現を手助けする

- ・ 未来を担う若年労働者や、高度な技術や知識を備えた労働人材の町内就業を促進するとともに、雇用の創出を企業に働きかけ、若者や出産後にも仕事を続けたい女性への雇用の機会を提供します。
- ・ 多様な保育サービスを実現するため、子育て世帯の意見を聞きながら、ニーズに沿った子育てしやすい環境整備に取り組みます。

(6) 連携強化による施策の適時最適化

- ・ 町内外で子育て支援を行っている民間団体や近隣の市町村、県、国との連携・協議を行い、施策について検討、修正を行うことで、支援対象の家庭、こどもにとっての最善の支援を追求し続けます。

2 ライフステージ別の支援

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実を図るため、こども家庭センターを立ち上げ、町内に新たに開設される助産院などと連携し、母子保健の充実や、妊産婦の医療費助成に取り組めます。
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実を図るため、乳幼児期の教育・保育の充実、小学校教育との円滑な接続、子育て当事者の孤立対策に取り組めます。
- ・人間形成において重要な時期における「幼児教育」等、0歳～6歳までの「子育て・保育・教育」のグランドデザインを町民の参加と議論のもと作成していきます。

(2) 学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い教育の推進を図るため、教育環境の整備、障がいのあるこどもなどへの支援、学校・家庭・地域の連携強化、いじめの防止、不登校のこどもへの支援、体罰等の防止、こどもの健康増進や体力の向上に取り組めます。
- ・地域ぐるみでこどもを育て、こどもの健やかな成長を支援していくため、こども・若者の声を聴きながら、こども・若者の視点に立った居場所づくりに取り組めます。
- ・こどもがいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、小児医療体制の充実を図るとともに、心身の健康等についての情報提供やこころのケアに取り組めます。

(3) 青年期

- ・ニートやひきこもりをはじめとする困難な状況に置かれた若者やその家族が、気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供するなど、ニートやひきこもりなどの悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実に、関係機関と連携しながら取り組めます。

3 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・ 0歳児から3歳未満児に対する保育料無償化等、幼児教育・保育にかかる費用の独自軽減や、子育て世帯への経済的支援の充実に取り組みます。
- ・ 教育委員会や社会福祉協議会、町民等と連携して、こども食堂や寺子屋等、食事の提供や継続的な学びの支援を行います。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・ 子育てに関する役場機能や、こども家庭センター、子育てサロン、一時預かりなどを一か所に集約した拠点を整備・運営します。
- ・ 地域の中で子育て家庭を支えられるよう、ファミリー・サポート・センター等の地域における子育て支援に取り組むほか、保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む家庭教育支援に取り組みます。

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・ 夫婦が相互に協力しながら子育てを行い、それを職場や地域社会全体で支援できるよう、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進に取り組みます。
- ・ 職業生活における女性の活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間を確保し、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を推進します。

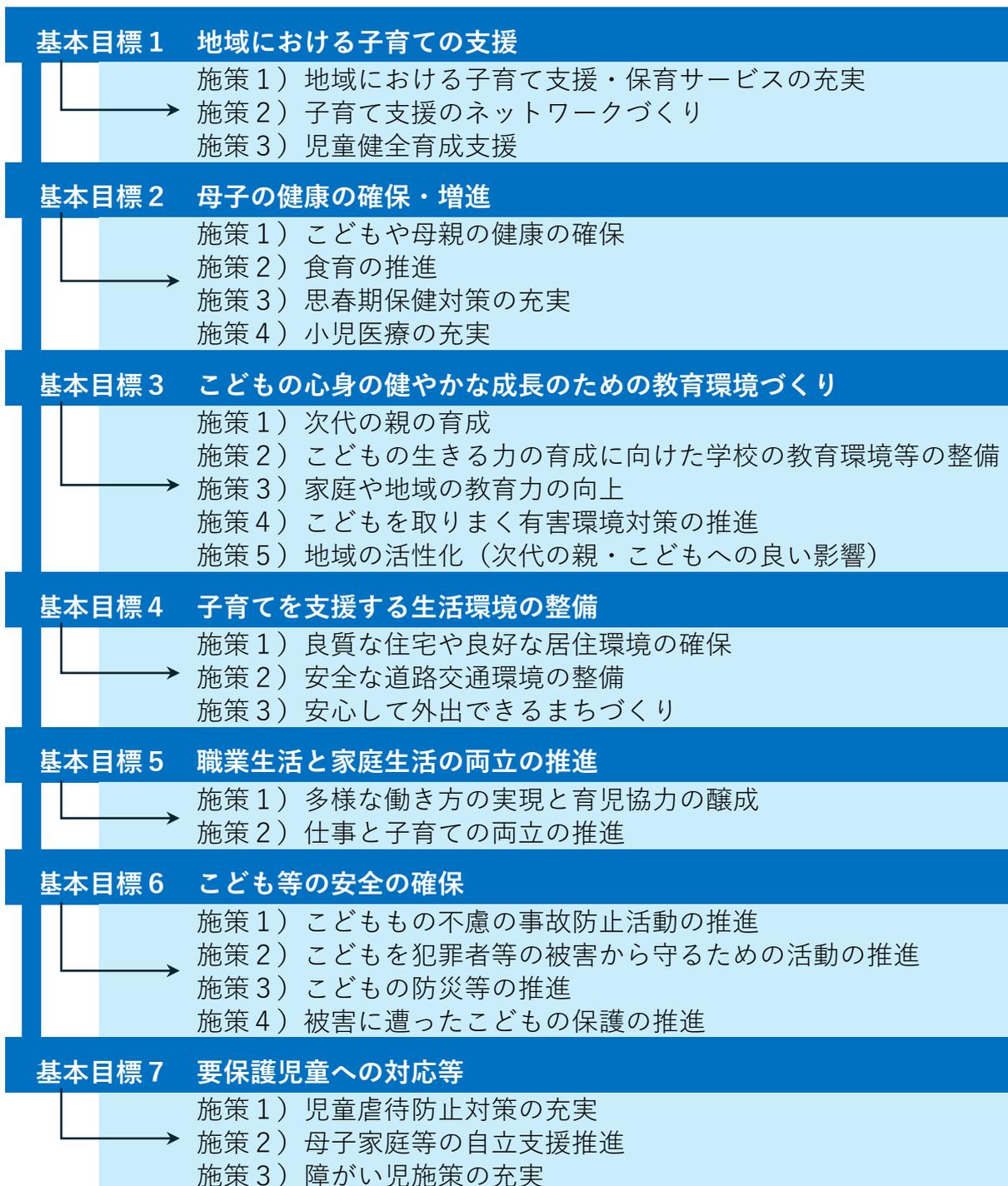
(4) ひとり親家庭への支援

- ・ ひとり親家庭等の自立を促進し、地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、ひとり親家庭への支援に取り組みます。

第5章 子ども・子育て支援施策の推進 [次世代育成支援行動計画]

第4章こども支援の推進（こども計画）の方針を受け、子ども・子育て施策として下記を推進する。

体系図



基本目標 1

地域における子育ての支援

少子化、核家族化の進行及び女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズは増加と多様化が進んでいるとともに、身近に相談できる相手がいない等子育てに関する心理的負担や不安感を持つ人が増えています。このため、夫婦共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭に対する支援を積極的に行うことが重要です。

本町においては、学童保育、ファミリー・サポート・センター、延長保育、休日保育等多様な保育ニーズに対応した保育サービスを提供できる環境を整備していくことにより、子育て家庭が安心して仕事と子育ての両立ができることをめざします。

また、不安や悩みを気軽に相談できる環境の整備、町内の保育所、幼稚園、学校、医療機関での情報交流の充実、児童が地域の中で自由に遊べ、安全に過ごせる場の整備等を図っていきます。

具体的な基本施策としては、①地域における子育て支援サービス・保育サービスの充実、②子育て支援のネットワークづくり、③児童の健全育成の4項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

事業の展開

施策1) 地域における子育て支援・保育サービスの充実

001 通常保育事業 (担当課：健康こども課)

事業対象	生後9か月から小学校就学前までの（保護者が家庭で保育できない）児童
事業概要 今後の取り組み	保護者の就労等の理由により家庭で充分保育できない児童を保育所にて保育する。私立保育園が2園ある中で、連携を図り保育の質の充実をめざす。

002 延長保育 (担当課：健康こども課)

事業対象	保育園児
事業概要 今後の取り組み	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間以外にも保育を行う。（今後、利用者の動向を考慮しながら整備について検討）

003 休日保育 (担当課：健康こども課)

事業対象	保育園児
事業概要 今後の取り組み	サービス業に従事する保護者の、日曜、祝日等休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行う。（今後、利用者の動向を考慮しながら整備について検討）

004 障がい児保育 (担当課：健康こども課)

事業対象	障がいのある就学前児童
事業概要 今後の取り組み	集団保育が可能で、日々通所でき、保育にかける障がい児の保育は受入可能となっているが、今後もいっそうのサービス向上をめざす。

005 幼稚園での預かり保育 (担当課：教育課)

事業対象	幼稚園児
事業概要 今後の取り組み	保護者の様々なニーズに対応するため、幼稚園普通教育時間後において預かり保育を実施する。（今後、利用希望者の動向を考慮しながら整備について検討）

006 幼児教育・保育料の無償化 (担当課：健康こども課)

事業対象	幼稚園児、保育園児の保護者
事業概要 今後の取り組み	子育てに係る保護者等の経済的な負担を緩和させるため、0歳児から5歳児までの幼児教育・保育料は無償とし、子育て支援を推進する。

007 病児・病後児保育の整備

(担当課：健康こども課)

事業対象	就学前児童
事業概要 今後の取り組み	病児中・病気回復期で集団保育が困難な就学前児童等を専用の保育室で看護師等が預かる事業を推進する。(今後、利用希望者の動向を考慮しながら整備について検討)

008 学童保育(放課後児童健全育成事業)

(担当課：健康こども課)

事業対象	保護者が就労している小学校6年生までの児童
事業概要 今後の取り組み	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後及び夏休み等長期休暇期間に、適切な生活の場を提供する事業を推進する。

009 全児童対策事業(放課後こども教室事業)

(担当課：健康こども課)

事業対象	小学校1年生から6年生までの児童
事業概要 今後の取り組み	サポーター(支援スタッフ)を配置し、町民等の協力を得ながら、地域と連携した児童の放課後対策として、「遊びの場」「生活の場」を提供する事業を推進する。

010 子育てサロン

(担当課：健康こども課)

事業対象	乳幼児とその保護者
事業概要 今後の取り組み	乳幼児と一緒に親子が誰でも気軽に立ち寄れる憩いの場を提供する。

011 こどもに関する相談

(担当課：健康こども課)

事業対象	18歳未満の児童本人または児童の保護者
事業概要 今後の取り組み	18歳未満のこどもに関する相談を随時受ける。必要に応じて専門の相談機関を紹介する。

012 幼児教育相談

(担当課：教育課・健康こども課)

事業対象	幼児の保護者を主体とする町民及び教職員
事業概要 今後の取り組み	幼児の心身の発育、友だちづくり、正しいしつけ等の親が抱える不安、ストレス、悩みの相談活動を展開する。

013 一時預かり事業

(担当課：健康こども課)

事業対象	生後6か月から就学前の児童
事業概要 今後の取り組み	令和4年度から開始し、主として保育所や幼稚園等に通っていない、又は在籍していない児童の保護者が、一時的に家庭での児童の保育が困難となった場合や、育児疲れによる利用者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、町内の施設で児童を一時的に預かる。

014 ファミリー・サポート・センター事業

(担当課：健康こども課)

事業対象	中学生以下の児童
事業概要 今後の取り組み	地域の中で子育て中の家庭を応援するために、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が、お互いに助け合い、子育てをサポートする。地域の会員同士が支え合うことで、子育て家庭の負担の軽減を図る。

015 教育相談事業(教育支援センター事業)

(担当課：教育課)

事業対象	児童・生徒及びその家庭
事業概要 今後の取り組み	教育相談事業の中心に教育支援センターを据え、児童・生徒の学習活動や友だち関係、部活動等での悩みや心配ごと等教育全般に関する相談に対応する。また、教育支援センターに所属する不登校訪問相談員による保護者対象とした教育相談や、臨床心理士らによるコンサルテーションを行うことで不登校の児童・生徒に対する相談、援助、指導を行う。さらに、学校、家庭、地域社会が連携した教育相談体制の促進を図り、学校との不登校等に関する情報交換や連携強化に努める。

016 心の教室相談

(担当課：教育課)

事業対象	児童・生徒及び保護者
事業概要 今後の取り組み	児童・生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供し、児童・生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動を支援する。

017 真鶴放課後子どもいきいきクラブ・まなづる土曜教室

(担当課：教育課)

事業対象	小学校1年生～6年生の児童
事業概要 今後の取り組み	放課後及び土曜日に安全で安心なこどもの居場所づくりを目的に、地域の教育力を活用して様々な体験の場や学習機会を提供する。放課後子どもいきいきクラブは小学校全学年を対象として毎週月・金曜に公民館や図書館を中心に、土曜教室は小学6年生を対象に毎週土曜日に公民館を中心に実施する。

018 社会教育ボランティア

(担当課：教育課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	町民の学習支援及び推進を図るため、社会教育ボランティア登録制度により、小中学校の総合学習や放課後子どもいきいきクラブの地域指導者として参加する。

019 児童手当

(担当課：健康こども課)

事業対象	高校3年生までの児童を養育している保護者
事業概要 今後の取り組み	高校3年生までの児童を養育している世帯の保護者に対し、受給資格のある保護者がもれなく申請・届出するよう広報等により制度の周知に努める。 2024年10月1日より、所得制限を撤廃。

020 すくすく赤ちゃん子育て支援給付金

(担当課：健康こども課)

事業対象	出生した児童の保護者
事業概要 今後の取り組み	少子化対策の一環として、児童の出生した世帯に対し出生直後の保護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的に一時金を給付する。 また、新生児に対し出産後の入院期間中に新生児聴覚検査を実施した保護者に対し、標記給付金に上乗せ支給を行う。

021 妊婦支援給付金

(担当課：健康こども課)

事業対象	妊産婦
事業概要 今後の取り組み	妊婦であることの認定後に出産応援の給付金、妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後に子育て応援の給付金をそれぞれ支給する。

022 小・中学校入学支度金支給事業

(担当課：教育課)

事業対象	新入学児童、新入学生徒の保護者
事業概要 今後の取り組み	小学校、中学校等に入学する児童・生徒の保護者に、入学支度金を支給する。

023 子育てガイドブック更新・配布

(担当課：健康こども課・保険福祉課)

事業対象	妊婦又は子育て中のご両親
事業概要 今後の取り組み	真鶴町民生委員児童委員協議会が作成した、出産、子育てを安心して行えるように町の子育て支援制度・保育に係る情報・医療機関等を掲載したガイドブックを最新の情報に更新し、配付する。

024 こども家庭センターの設置

(担当課：健康こども課)

事業対象	妊産婦・乳幼児等
事業概要 今後の取り組み	妊産婦・乳幼児等の実態を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、情報提供・助言・保健指導を行い、一方で必要があれば個別支援プランを策定する機関。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、設置する。

025 未就園児親子教室（ひなひなルーム）

(担当課：教育課)

事業対象	幼稚園入園前の児童と保護者
事業概要 今後の取り組み	入園前の児童と保護者の関わりや参加者同士が交流を図り、育児について共有する。また、幼稚園等の入園相談も必要時に行っている。

施策2) 子育て支援のネットワークづくり

026 障がい児教育相談

(担当課：教育課・保険福祉課)

事業対象	障がいのある就学前の児童から中学生
事業概要 今後の取り組み	障がいのある子どもたちに対し、適切な就学指導、一貫した相談支援体制等を推進する。

027 まなづるっ子サポート連絡会議

(担当課：教育課)

事業対象	就学前の児童から中学生
事業概要 今後の取り組み	問題を抱えた子どもたちの支援のため、幼稚園、保育園、小中学校等関係機関の連携を図る。

施策3) 児童健全育成支援

028 「開発にともなう広場」の活用・修復事業

(担当課：まちづくり課)

事業対象	－
事業概要 今後の取り組み	開発により確保された広場の活用・修復について、行政・住民双方で検討を行う。

029 まなづる小学校プール開放

(担当課：教育課)

事業対象	小学生以下の児童
事業概要 今後の取り組み	夏休み期間中、まなづる小学校のプールを開放する。

030 真鶴半島健康マラソン

(担当課：教育課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	健康増進を図ることを目的とし、自分のペースで完走することをめざし半島を周回する。

031 子育て学級

(担当課：教育課)

事業対象	就学前児童の保護者、祖父母
事業概要 今後の取り組み	子育て支援及び子育て世代の交流・情報交換の場としての学習機会や親子で参加できる体験学習の場を提供し、豊かな心を持った子に育てるための方策を考える。

032 絵画コンクール

(担当課：教育課)

事業対象	小・中学生
事業概要 今後の取り組み	真鶴町の自然や町並みの景色、町で働いている人、行事等をテーマにした絵画作品のコンクールを行う。

033 子ども水泳教室

(担当課：教育課)

事業対象	小学校低学年
事業概要 今後の取り組み	まなづる小学校プールにて初心者を対象に町職員が指導する。水泳の基本である水に浮くことを目標に行う。

034 海と山の子どもたちの交流会(安曇野市・檜原村交流会)

(担当課：教育課)

事業対象	小学校4年生～6年生
事業概要 今後の取り組み	友好親善提携している長野県安曇野市・東京都檜原村と海の町のこどもと山の町のこどもたちの交流を目的に相互に行き来し、様々な体験学習を通して理解を深める。

035 子どもおもしろ体験隊

(担当課：教育課)

事業対象	小学校4年生～中学校3年生
事業概要 今後の取り組み	身近な地域の体験や科学遊び等、様々な体験をこども達に経験してもらうことで、心身の成長を育成する。

036 ふれあいの集い

(担当課：教育課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	中学生が主体となり、模擬店やゲーム等を行い、こどもから高齢者まで楽しみながら交流を深める。

037 おはなし会

(担当課：教育課)

事業対象	幼児・小学校低学年
事業概要 今後の取り組み	図書館のキッズコーナーにおいて、ボランティアによる絵本等の読み聞かせを行い、こどもや保護者が図書に親しむ機会を提供する。登録ボランティアの人数を増やし、人形劇等活動内容を広げる。

038 夏休み子どもフェスティバル

(担当課：教育課)

事業対象	小学生
事業概要 今後の取り組み	夏休み中の小学生を対象に、各種講座を開催する。

039 冬の子どもフェスティバル

(担当課：教育課)

事業対象	小学生
事業概要 今後の取り組み	冬休み中の小学生を対象に、こどもの遊びや学びの機会を提供する。

040 グリーンエイド真鶴コンサート

(担当課：教育課)

事業対象	青年・一般町民
事業概要 今後の取り組み	真鶴半島を含めた自然に対するマナーの向上と地元で活躍するアマチュアバンドによるコンサートを開催。こども・若者も参加して楽しめる企画として周知含め推進する。

041 小学生税の書道展

(担当課：税務町民課 担当：小田原青色申告会)

事業対象	2市8町に在住、在学する小学生
事業概要 今後の取り組み	夏休み期間中、小学生に税に関する書道作品を書いてもらい、税に対する理解を深めてもらう。

042 足柄下郡中学生標語募集事業 (担当：選挙管理委員会)

事業対象	中学生
事業概要 今後の取り組み	選挙及び政治（より良い生活）に対する関心を持ってもらうための意識育成として、選挙をテーマとした標語を募集し、審査・表彰を行う。 【実施事項】標語募集、表彰（賞状及び賞品、参加記念品の贈呈）、三角塔への掲示、選挙公報紙の啓発箇所への作品掲載

043 未来の有権者育成支援事業 (担当：選挙管理委員会)

事業対象	中学生
事業概要 今後の取り組み	選挙に対する関心を持ってもらうための意識育成として、未来の有権者が選挙について事前に触れる機会を設けるため、中学校生徒会選挙を対象に中学校へ投票箱の貸出し等を行う。 【実施事項】投票箱の貸出、啓発物品の贈呈

044 認知症サポーター養成講座 (担当課：保険福祉課)

事業対象	中学生
事業概要 今後の取り組み	高齢者（認知症）に対する知識や体験学習を通して、社会福祉やボランティア（認知症サポーター）について理解を深める。

045 福祉体験学習 (担当：社会福祉協議会)

事業対象	小学生
事業概要 今後の取り組み	小学校と連携し、児童への福祉に対する心の醸成を目的に「高齢者疑似体験」や「車いす体験」を実施する。

046 福祉作文コンクール (担当：社会福祉協議会)

事業対象	小中学生
事業概要 今後の取り組み	町内の小中学校の協力を得て、地域に対する意識啓発を図り福祉への理解と関心を高めることを目的に実施する。

基本目標 2

母子の健康の確保・増進

すべての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図ることが必要になります。

また、子どもが健やかに育つためには、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身に付けることや、子どもから大人へと成長していく過程にある思春期特有の問題に対する正しい知識の普及が必要となります。

あわせて、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境づくりのためには、小児医療の充実も重要となります。

本町においては、安心して出産できるよう出産準備事業や相談事業を推進していくとともに、健診の場を活用して子育てに関する相談体制を充実していきます。

また、食生活に関する学習の機会や情報の提供、思春期の男女に対する性感染症予防等に関する相談・情報提供に努めるとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものとして、さらなる小児医療の充実を図ります。

具体的な基本施策としては、①子どもや母親の健康の確保、②食育の推進、③思春期保健対策の推進、④小児医療体制の充実の4項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

事業の展開

施策1) こどもや母親の健康の確保

047 母子健康手帳交付 (担当課：健康こども課)

事業対象	妊婦
事業概要 今後の取り組み	妊娠届出により母子健康手帳を交付する。妊婦・出産・育児に関する一貫した健康の記録をすることで、母子の健康管理に努める。また、必要があれば保健指導を実施する。

048 妊婦健康診査・産後健康診査 (担当課：健康こども課)

事業対象	妊婦、産婦
事業概要 今後の取り組み	妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理と胎児の発育状態を支援するために妊婦健康診査14回分を公費負担により費用の補助を実施する。また、産後の健康管理や子育て支援の観点から、産後2週間、1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施した場合の費用助成を行う。

049 妊婦訪問 (担当課：健康こども課)

事業対象	妊婦
事業概要 今後の取り組み	妊娠期から出産後の日常生活全般にわたる保健指導と精神的支援を行い、安心して出産や育児に臨むことができるようにする。

050 新生児及び産婦訪問指導 (担当課：健康こども課)

事業対象	新生児及び産婦
事業概要 今後の取り組み	新生児期に助産師、保健師が訪問し、新生児の発育や栄養等の育児相談と産婦の心身の体調管理等について相談を受ける。

051 産後ケア事業・アウトリーチ型 (まなママケアサービス)

(担当課：健康こども課)

事業対象	産婦
事業概要 今後の取り組み	出産後の褥婦、産婦及びその新生児や乳児に対して助産師等が訪問し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、安心して健やかな育児が行えるように支援する。

052 こんにちは赤ちゃん訪問事業

(担当課：健康こども課)

事業対象	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
事業概要 今後の取り組み	民生委員児童委員（主任児童委員）等が訪問し、不安や悩み等を聞き、子育て支援に関する情報提供を行う等、育児不安を少しでも解消し、地域でこどもを健やかに育成する環境整備を図る。

053 4か月児健康診査

(担当課：健康こども課)

事業対象	4か月児及び保護者
事業概要 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・保健師・看護師・栄養士により身体計測、診察、発育・発達等乳児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行う。乳児の健康の保持及び随身を図り、安心して子育てができるように支援する。

054 8～9か月児健康診査

(担当課：健康こども課)

事業対象	8～9か月児及び保護者
事業概要 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・保健師・看護師・栄養士により身体計測、診察、発育・発達等乳児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行う。乳児の健康の保持及び随身を図り、安心して子育てができるように支援する。

055 1歳6か月児健康診査

(担当課：健康こども課)

事業対象	1歳6か月児及び保護者
事業概要 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・心理士・看護師により身体計測、診察、口腔内の観察、発育・発達等幼児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行う。幼児の健康の保持及び随身を図り、安心して子育てができるように支援する。

056 3歳児健康診査

(担当課：健康こども課)

事業対象	3歳児及び保護者
事業概要 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・心理士・看護師により、身体計測、診察、口腔内の観察、発育・発達等幼児の健康状態を確認し、異常の早期発見とともに、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行う。乳児の健康の保持及び随身を図り、安心して子育てができるように支援する。

057 3歳児視聴覚検診 (担当課：健康こども課)

事業対象	3歳児及び保護者
事業概要 今後の取り組み	家庭で視聴覚検査アンケートを記入していただき、検査当日に専門検査員による語音聴覚検査や屈折検査を実施し、視覚・聴覚に関する異常の早期発見、早期治療へつなげる。

058 乳幼児歯科健康診査 (担当課：健康こども課)

事業対象	1歳、2歳、2歳6か月、事後指導が必要な児及び保護者
事業概要 今後の取り組み	集団健診の方法をとり、歯科医師、歯科衛生士により口腔内の状態を観察や予防処置を実施し、保護者とう歯の予防と口腔衛生のポイントを確認する。また、必要があれば保健指導を実施する。

059 乳幼児精密検査 (担当課：健康こども課)

事業対象	各乳幼児健診にて精密検査対象児
事業概要 今後の取り組み	医師により何らかの疾病が疑われ、精密検査が必要と判断された乳幼児に対し、精密健康診査受診券を発行し、早期発見・早期治療を目的に委託医療機関で精密健康診査を実施する。

060 3・4・5歳児尿検査（腎臓病・糖尿病） (担当課：健康こども課)

事業対象	就学前の3・4・5歳児
事業概要 今後の取り組み	腎疾患の予防と早期発見、早期治療のために尿検査を実施する。

061 予防接種 (担当課：健康こども課)

事業対象	接種対象年齢児
事業概要 今後の取り組み	感染症に対する免疫を確保し、疾病の発生及び流行を予防するため、法律に基づき予防接種を行う。

062 乳幼児経過健康診査 (担当課：健康こども課)

事業対象	各乳幼児健診受診後の乳幼児
事業概要 今後の取り組み	乳幼児健康診査等により発育や発達に関して、要経過観察と判断された乳幼児に対して、医師等による経過健診及び相談事業等を行い、適切な指導や育児支援を行う。

063 ようこそ赤ちゃん教室

(担当課：健康こども課)

事業対象	妊婦と保護者
事業概要 今後の取り組み	妊娠中や出産後の生活、沐浴等の育児、産後の手続き等についてお伝えすると同時に、仲間づくりの機会とし、妊娠・出産・育児について同じ時期の妊婦同士が交流を深めながら、家族そろって子育てができるよう支援する。 ※個別と集団で適宜実施。

064 育児セミナー

(担当課：健康こども課)

事業対象	概ね生後1歳までの乳児と保護者
事業概要 今後の取り組み	育児及び離乳食等の相談・指導を行い、健全な母子の育成に努める。こどもを持つ保護者等の情報交換や仲間づくりの場となるよう支援する。

065 親子教室（汽車ポッポ教室）

(担当課：健康こども課)

事業対象	保育園・幼稚園入園前の児童と保護者
事業概要 今後の取り組み	集団遊びを通じてこどもと保護者の関わりや参加者同士が交流を図り、育児の楽しさ、不安や悩みを共有でき、必要時には育児に関するアドバイスをを行い保護者が孤立しないように支援する。また、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等での言葉の遅れや生活習慣上の問題を持つこどもを対象に、健全な発育を促すために集団遊びの機会を与えるとともに、保護者に対し、適切な育児態度を身につけることができるよう支援する。

066 保健事業年間カレンダーの作成

(担当課：健康こども課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	保健事業の年間計画を掲載した健康づくりカレンダーを毎年作成、各戸へ配布し、また、町HPにも掲載している。 あらかじめお知らせすることにより事業へ計画的に参加してもらうようにする。

067 受動喫煙防止の普及啓発

(担当課：健康こども課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	妊娠届出時をはじめ、保健事業等の様々な機会に、喫煙や受動喫煙防止に関する情報提供を行う。

068 マタニティ・サポート119 (担当課：健康こども課・総務防災課)

事業対象	妊婦
事業概要 今後の取り組み	町内に産科を備えた病院がないため、妊婦やその家族の不安を少しでも解消することを目的とし、出産時の入院に際して、搬送に必要な設備を備えた専用の車両を出動させ出産予定病院まで搬送する。

施策2) 食育の推進

069 子ども食育クッキングほか (担当課：健康こども課・教育課)

事業対象	小学生とその保護者
事業概要 今後の取り組み	夏休み子どもフェスティバルの1つとして「子ども食育クッキング」を開催し、小学生児童を参加対象としていることで、小学生のうちから料理や食育に興味を持ってもらうことができる。また、料理することで家庭での保護者とのコミュニケーションをとるきっかけづくりとする。

070 学校給食の推進 (担当課：教育課)

事業対象	小学生・中学生
事業概要 今後の取り組み	児童の発育や健康のもととなる学校給食については、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導を推進するとともに、栄養バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等学校給食の充実に努める。

071 民間活動への支援 (担当：社会福祉協議会)

事業対象	こども食堂を行っている民間団体
事業概要 今後の取り組み	町内において生活に困難を抱え地域で孤立しがちな家庭のこどもにこども食堂を開催している民間団体へ物資等の側面支援を行う。

施策3) 思春期保健対策の充実

072 依頼に応じた健康教育 (担当課：健康こども課)

事業対象	一般
事業概要 今後の取り組み	団体や各関係機関より母子の健康に関する知識普及のため、依頼に応じて教育を実施する。

073 ふれあい体験セミナー

(担当課：健康こども課)

事業対象	中学生
事業概要 今後の取り組み	思春期の男女に対して、乳幼児とふれあい、生命の尊さや人を思いやる心を養う機会とし、健全な育成を目標とするもので、より多くの参加者が見込める様な運営方法を検討する。

074 心の教室相談（再掲）

(担当課：教育課)

事業対象	児童・生徒及び保護者
事業概要 今後の取り組み	児童・生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供し、児童・生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携の支援、その他学校の教育活動を支援する。

施策4) 小児医療の充実

075 医療体制の充実

(担当：診療所 担当課：健康こども課)

事業対象	新生児、乳児産婦及び保護者
事業概要 今後の取り組み	医師会や関係機関との協力体制の強化をする。小児科医師の誘致等、町内での小児医療診療の環境の整備を模索する。

076 小児医療費助成事業

(担当課：健康こども課)

事業対象	高校生以下の児童
事業概要 今後の取り組み	高等学校卒業までの児童が医療機関にかかった場合の医療費を助成する。 (所得制限なし)

077 児童インフルエンザ予防接種費助成

(担当課：健康こども課)

事業対象	小学校・中学校の児童を持つ保護者
事業概要 今後の取り組み	重症化の恐れのあるインフルエンザの予防接種を促進するため、その接種にかかる費用全額を助成する。

基本目標3

こどもの心身の健やかな成長のための教育環境づくり

近年子どもたちに、子育ての楽しさや子どもを生き育てることの意義、**皆**が協力して家庭を築くことの大切さを啓発していくことが重要となっているとともに、学校教育では、子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、行動する「生きる力」を、そして、人格形成における大事な時期である幼稚園・保育園における幼児教育についても、地域で育てていくことが求められています。

また、家庭教育や地域の中での様々な経験は、子どもたちが心身ともに健やかに成長していく上で欠かせないものであり、家庭教育に関する学習機会の提供や地域で支援していく体制づくりが必要となります。

あわせて、近年問題となっている有害情報から子どもたちを守るための環境づくりも求められています。

本町においては、新たに親になっていく子どもたちに対し、乳幼児とふれあうことができる機会の提供や親になるための準備としての成長を推進していきます。

また、将来を担う子どもたちが広い視野で自ら学び行動できるような教育環境の整備やこどもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供に努めていきます。

あわせて、有害情報から子どもたちを守るための監視体制の充実を図っていきます。

具体的な基本施策としては、①次代の親の育成、②こどもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境等の整備、③家庭や地域の教育力の向上、④子どもを取り巻く有害環境対策の推進、⑤地域の活性化（次代の親・子どもへの良い影響）の5項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

事業の展開

施策1) 次代の親の育成

078 心の教室相談（再掲）

（担当課：教育課）

事業対象	児童・生徒及び保護者
事業概要 今後の取り組み	児童・生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供し、児童・生徒の悩み相談、話し相手、地域と学校の連携、その他学校の教育活動を支援する。

施策2) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

079 国際理解教育事業

（担当課：教育課）

事業対象	小中学校
事業概要 今後の取り組み	英語を母国語とする外国人を中学校の英語授業の助手として登用する英会話体験、小学校における英会話学習による国際理解教育を推進する。日常の中での英会話交流の環境整備も模索する。

080 グローバル人材育成事業

（担当課：教育課）

事業対象	小学生・中学生
事業概要 今後の取り組み	国内の語学研修施設に小学生・中学生を派遣する小学生・中学生グローバル人材育成事業を推進する。（施設内で用意されたカリキュラムに則った研修への参加）

施策 3) 家庭や地域の教育力の向上

081 子育て学級 (担当課：教育課)

事業対象	就学前の児童の保護者、祖父母、一般町民
事業概要 今後の取り組み	子育て支援及び子育て世代の交流・情報交換の場としての学習機会や親子で参加できる体験学習の場を提供し、豊かな心を持った子に育てるための方策を考える。

082 託児ボランティア (担当課：教育課)

事業対象	概ね 2 歳～就学前の児童
事業概要 今後の取り組み	子育て期にある保護者が各種学習活動に参加できるように託児を実施する。

083 湯河原町浄水センター施設見学会 (担当課：上下水道課)

事業対象	一般
事業概要 今後の取り組み	湯河原町浄水センター施設見学、下水道関連DVD鑑賞をとおし、下水道に関する理解を深める。

084 シルバー人材センターの活用 (担当課：保険福祉課・健康こども課)

事業対象	高齢者・障がい者・保育園児・幼稚園児
事業概要 今後の取り組み	高齢者の知識と経験を生かし、地域における子育てを支援する。

085 ブックスタート事業 (担当課：健康こども課)

事業対象	乳幼児
事業概要 今後の取り組み	こんにちは赤ちゃん訪問の際に、読み聞かせしやすい絵本を贈呈し、本を介してゆっくりふれあうひとときを持つきっかけ作りをする。また、乳幼児の健診の際に、まなづる図書館の職員が保護者へ図書の紹介を行う。

086 民間活動への支援 (担当：社会福祉協議会)

事業対象	学習支援を行っている民間団体
事業概要 今後の取り組み	町内において生活に困難を抱え地域で孤立しがちな家庭のこどもへの学習支援を行っている民間団体へ補助金を交付し側面支援する。

施策4) こどもを取りまく有害環境対策の推進

087 環境浄化活動の促進

(担当課：教育課)

事業対象	就学前の児童の保護者、祖父母、一般町民
事業概要 今後の取り組み	青少年指導員等と連携をとり、街頭浄化活動を行い、有害図書が児童の目にふれないようにする。

施策5) 地域の活性化（次代の親・こどもへの良い影響）

088 コミュニティバスの運行

(担当課：まちづくり課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	利便性の向上により、人の往来を活発にし、まちの活性化を図り、交通弱者になりやすいこども・高齢者・障がい者・妊婦の方々等の外出・移動支援を行う。

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

地域社会や生活環境の安全性・利便性の向上を図るため、子育てをしている世帯などが、安心して生活できる環境整備が求められています。

本町においては、カーブミラーやガードレール等の安全施設の整備や子育て世帯が安心して外出できるような施設の整備や公共交通機関の整備を図っていきます。

具体的な基本施策としては、①良質な住宅の確保や良好な居住環境の確保、②安全な道路交通環境の整備、③安心して外出できるまちづくりの3項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

事業の展開

施策1) 良質な住宅や良好な居住環境の確保

089 空地空家対策

(担当課：政策推進課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	空き家バンクの推進を中心に、空き家利活用の推進（住宅の供給や居場所作り活用等）と、良好な住環境（廃屋等の空家問題の解消）を整備する。

施策2) 安全な道路交通環境の整備

090 通学路安全点検

(担当課：総務防災課、教育課)

事業対象	－
事業概要 今後の取り組み	小学校が主体となり、通学路の安全性を確認、横断歩道の設置要望等を行う。

091 交通安全施設の整備

(担当課：まちづくり課)

事業対象	－
事業概要 今後の取り組み	カーブミラーの適切な設置、てすり、転落防止柵、ガードレール設置を推進する。通学路安全点検結果やその他要望に対応。必要な場合には、道路整備全体を考慮して対応する。

施策3) 安心して外出できるまちづくり

092 子育て世帯にやさしい施設整備

(担当課：健康こども課)

事業対象	保護者
事業概要 今後の取り組み	公共施設においてベビーベッドやベビーチェアの設置を促進し、子育て世帯にも安心して利用できる施設の整備に努める。

093 マタニティマークの普及

(担当課：健康こども課)

事業対象	妊婦
事業概要 今後の取り組み	妊婦の方が公共交通機関等の利用時に配慮を受けられるよう、母子手帳の交付時にマタニティマークを配付する。

094 コミュニティバスの運行（再掲）

(担当課：まちづくり課)

事業対象	－
事業概要 今後の取り組み	利便性の向上により、人の往来を活発にし、まちの活性化を図り、交通弱者になりやすい子ども・高齢者・障がい者・妊婦の方々等の外出・移動支援を行う。

基本目標 5

職業生活と家庭生活の両立の推進

近年、核家族化や女性活躍が進み、保護者がともに仕事と子育てをバランスよく両立していくことが大切となっており、特に企業等に対し、妊娠・出産後も子育てをしながら働くことのできる職場づくりを進めるよう働きかけることが求められています。

加えて、子育て家庭においても、保護者がともに家事や育児を分担することにより、家庭生活を築き上げることが大切となってきました。

本町においては、子育て世帯の雇用促進と職場理解を深めるための周知活動を行っていきます。

また、子育て世帯の父親と母親が協力して育児する環境を醸成するための情報提供等を行っていきます。

具体的な基本施策としては、①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し、②仕事と子育ての両立の推進の2項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

事業の展開

施策1) 多様な働き方の実現と育児協力の醸成

095 男女共同参画の推進

(担当課：政策推進課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	「共働きと育児」への理解促進をはじめ、多様な価値観、ライフスタイルを尊重する時代の流れを、行政として地域の意識醸成を図ることにより、住民一人ひとりが持つ可能性や創造性を発揮できる社会の実現をめざす。

施策2) 仕事と子育ての両立の推進

096 延長保育（再掲）

(担当課：健康こども課)

事業対象	保育園児
事業概要 今後の取り組み	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間以外にも保育を行う。（今後、利用者の動向を考慮しながら整備について検討）

097 休日保育（再掲）

(担当課：健康こども課)

事業対象	保育園児
事業概要 今後の取り組み	サービス業に従事する保護者の、日曜、祝日等休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行う。（今後、利用者の動向を考慮しながら整備について検討）

098 障がい児保育（再掲）

(担当課：健康こども課)

事業対象	障がいのある就学前児童
事業概要 今後の取り組み	集団保育が可能で、日々通所でき、保育にかける障がい児の保育は受入可能となっているが、今後もいっそうのサービス向上をめざす。

099 病児・病後児保育の整備（再掲）

(担当課：健康こども課)

事業対象	就学前児童
事業概要 今後の取り組み	病児中・病気回復期で集団保育が困難な就学前児童等を専用の保育室で看護師等が預かる事業を推進する。（今後、利用希望者の動向を考慮しながら整備について検討）

100 学童保育(放課後児童健全育成事業) (再掲) (担当課：健康こども課)

事業対象	保護者が就労している小学校6年生までの児童
事業概要 今後の取り組み	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後及び夏休み等長期休暇期間に、適切な生活の場を提供する事業を推進する。

101 全児童対策事業(放課後こども教室事業) (再掲) (担当課：健康こども課)

事業対象	小学校1年生から6年生までの児童
事業概要 今後の取り組み	サポーター(支援スタッフ)を配置し、町民等の協力を得ながら、地域と連携した児童の放課後対策として、「遊びの場」「生活の場」を提供する事業を推進する。

102 一時預かり事業(再掲) (担当課：健康こども課)

事業対象	生後6か月から就学前の児童
事業概要 今後の取り組み	令和4年度から開始し、主として保育所や幼稚園等に通っていない、又は在籍していない児童の保護者が、一時的に家庭での児童の保育が困難となった場合や、育児疲れによる利用者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、町内の施設で児童を一時的に預かる。

103 ファミリー・サポート・センター事業 (担当課：健康こども課)

事業対象	中学生以下の児童
事業概要 今後の取り組み	地域の中で子育て中の家庭を応援するために、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人とが、お互いに助け合い、子育てをサポートする。地域の会員同士が支え合うことで、子育て家庭の負担の軽減を図る。

104 ようこそ赤ちゃん教室(再掲) (担当課：健康こども課)

事業対象	妊婦とその家族
事業概要 今後の取り組み	妊娠中や出産後の生活、沐浴等の育児、産後の手続き等についてお伝えすると同時に、仲間づくりの機会とし、妊娠・出産・育児について同じ時期の妊婦同士が交流を深めながら、家族そろって子育てができるよう支援する。 ※個別と集団で適宜実施。

基本目標 6

子ども等の安全の確保

こどもの交通安全を確保するためには、交通事故の実態に対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要があります。

本町においては、こどもの交通や家庭内の事故を防ぐための活動の推進に努めるとともに、パトロール等を通してこども等の安全を図ります。

具体的な基本施策としては、①こどもの不慮の事故防止活動の推進、②こどもの犯罪者等の被害から守るための活動の推進、③こどもの防災等の推進とともに、個々の事業としては挙げられていませんが「被害にあったこどもの保護の推進」の4項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

事業の展開

施策1) こどもの不慮の事故防止活動の推進

105 交通安全教室 (担当課：総務防災課)

事業対象	小学校1年生
事業概要 今後の取り組み	小学校1年生を対象に真鶴町交通指導隊、小田原警察署員等を指導員として道路の安全な横断の仕方等を身に付けさせる。

106 春・秋交通安全週間街頭指導 (担当課：総務防災課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	春・秋の交通安全週間に合わせて、通学路の要所に小田原交通安全協会真鶴支部役員、役場職員等を配置して実施する。

施策 2) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進

107 夏季・冬季愛護パトロール

(担当課：教育課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	夏休み、冬休み期間中の午後 4 時ごろから、青少年指導員、各校 P T A、民生児童委員等の協力により町内の巡回パトロールを行う。

108 安全安心メール

(担当課：総務防災課・教育課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	不審者情報等の提供により子どもたちの見守り体制を強化する。今後、町内での発生時の対応を強化する。

109 自主防犯活動の促進

(担当課：総務防災課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	自治会の方が防犯活動に参加することにより、自治意識を高め、地域の防犯を強化する。

施策 3) こどもの防災等の推進

現在個々の事業としては挙げられていませんが、他の事業とも連携を取り継続検討していきます。

施策 4) 被害に遭ったこどもの保護の推進

現在個々の事業としては挙げられていませんが、他の事業とも連携を取り継続検討していきます。

基本目標 7

要保護児童への対応等

近年、全国的に児童相談所における児童虐待相談件数は増加傾向にあり、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、こどもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるため、早期対応による心のケアの充実と、再発防止のための一時保護などの体制づくりが必要となります。

また一方で、増加傾向にあるひとり親家庭が安心して生活できるよう、自立に向けた福祉サービスの充実とともに、障がいや発達の遅れを早期に発見できる体制づくりや、支援を要することもや保護者に対する適切な医療や支援が受けられるような体制の確立が求められています。

本町においては、児童虐待の早期発見や未然の防止を図るため、相談体制の強化と充実に努めるとともに、関係機関との連携を図り、情報を共有化し、迅速で適切な対応を行っています。

また、経済基盤が不安定な傾向があるひとり親家庭に対する経済的支援を進めるとともに、障がい児をかかえる家庭への支援を図ります。

具体的な基本施策としては、①児童虐待防止対策の充実、②母子・父子家庭等の自立支援の推進、③障がい児施策の充実の3項目を掲げ、取り組みを推進していきます。

事業の展開

施策1) 児童虐待防止対策の充実

110 子どもに関する相談（再掲） （担当課：健康こども課）

事業対象	18歳未満の児童本人または児童の保護者
事業概要 今後の取り組み	18歳未満のこどもに関する相談を随時受ける。必要に応じて専門の相談機関を紹介する。

111 要保護児童対策地域協議会 （担当課：健康こども課 担当：各関係機関）

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	複雑多様化している虐待、擁護、ネグレクト等の児童問題に対応していくために、真鶴町の関係機関の連携をさらに強化し、また、児童相談所、保健福祉事務所、警察署等とも連携しこどもの人権擁護と生命の維持、問題の発生予防、早期発見、児童の保護及び自立に至る一貫した支援の充実・強化を図る。

施策2) 母子・父子家庭等の自立支援推進

112 ひとり親家庭等医療費助成事業 （担当課：健康こども課）

事業対象	18歳以下の児童とその母（または父）
事業概要 今後の取り組み	ひとり親家庭の母子・父子等に対し、児童が18歳になる年度末まで（中程度以上の障害がある場合または高等学校等に在学中の場合は20歳未満まで）医療費を助成する。（所得制限あり）

113 児童扶養手当の支給 （担当課：健康こども課）

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	離婚等の理由により父又は母と生計を同一にしていない高校生以下児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を目的とし手当を支給する。（所得制限あり）

114 ひとり親家庭福祉事業（お年玉支給・生活応援事業） （担当：社会福祉協議会）

事業対象	ひとり親家庭
事業概要 今後の取り組み	ひとり親家庭に対して、激励として援護金品を給付することによりこどもたちに喜んでもらう事業を推進する。

115 ひとり親家庭親子のふれあい事業 (担当：社会福祉協議会)

事業対象	ひとり親家庭
事業概要 今後の取り組み	ひとり親家庭に、親子で楽しいひと時を過ごしていただくため、「映画観賞券」をプレゼントする事業を推進する。

施策3) 障がい児施策の充実

116 教育支援委員会 (再掲) (担当課：教育課・保険福祉課)

事業対象	障がいのある就学前の児童から中学生
事業概要 今後の取り組み	障がいのある児童・生徒等に対し、適切な就学指導、一貫した相談支援体制等を推進する。

117 保育所・幼稚園幼児保育相談員 (担当課：健康こども課・教育課)

事業対象	保育所入所及び幼稚園入園中の児童とその保護者や従事する保育士・幼稚園教諭
事業概要 今後の取り組み	集団保育において困難のある保育所・幼稚園在籍児童への対応のため、町内保育所保育士・町内幼稚園教諭や保護者の相談にあたることを目的として幼児保育相談員が各保育園・幼稚園を1月に1回ずつ巡回する。

118 特別児童扶養手当の支給 (担当課：健康こども課)

事業対象	—
事業概要 今後の取り組み	身体または精神に障がいのある20歳未満児童を監護養育する保護者を対象に手当を支給する。(所得制限あり)

119 障がい児保育 (再掲) (担当課：健康こども課)

事業対象	障がいのある就学前児童
事業概要 今後の取り組み	集団保育が可能で、日々通所でき、保育にかける障がい児の保育は受入可能となっているが、今後もいっそうのサービス向上をめざす。

第6章 量の見込みと確保方策

[子ども・子育て支援事業計画]

1 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、町内全域を1区域として、教育・保育の提供区域を設定します。

2 教育・保育事業の数値目標と確保方策

【01】 1号認定・2号認定・3号認定

(単位：人)

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
① 就学前児童数	0歳	14	13	13	12	11
	1歳	15	15	14	14	13
	2歳	16	16	16	15	15
	3～5歳	57	59	53	49	48
	合計	102	103	96	90	87
② 量の見込み	0歳(3号)	2	2	2	2	2
	1歳(3号)	9	9	9	9	8
	2歳(3号)	10	10	10	10	10
	3～5歳(2号)	38	40	36	32	31
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	8	8	8	7	7
	上記以外	30	32	28	25	24
	3～5歳(1号)	17	18	16	15	15
	合計	76	79	73	68	66

第6章 量の見込みと確保方策
[子ども・子育て支援事業計画]

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
③ 確保の内容	0歳(3号)	6	6	6	6	6
	1歳(3号)	19	19	19	19	19
	2歳(3号)	10	10	10	10	10
	3～5歳(2号)	70	70	70	70	70
	3～5歳(1号)	36	36	36	36	36
	合計	141	141	141	141	141
④ 需給差 ③ ②	0歳(3号)	4	4	4	4	4
	1歳(3号)	10	10	10	10	11
	2歳(3号)	0	0	0	0	0
	3～5歳(2号)	32	30	34	38	39
	3～5歳(1号)	19	18	20	21	21
	合計	65	62	68	73	75

■ 3歳未満児童の保育利用率

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
推計児童人口	45	44	43	41	39
保育所入所児童数見込み	21	21	21	21	20
保育利用率	46.7%	47.7%	48.8%	51.2%	51.3%

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

- 1号認定、2号認定、3号認定のいずれについても、2025年度からの5年間の見込み量に対して、十分に提供量が確保できる見通しとなっています。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、現在のところ考えておりませんが、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の数値目標と確保方策

【02】 時間外保育事業（延長保育事業）

（単位：人）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	—	—	—

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○計画期間中の当事業の実施は見込まず、ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

【03】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①児童数	1年生	30	15	23	21	17
	2年生	37	31	15	23	21
	3年生	24	37	31	15	23
	4年生	34	24	37	31	15
	5年生	43	34	24	37	31
	6年生	34	43	34	24	37
	合計	202	184	164	151	144
②量の見込み	1年生	10	8	12	11	9
	2年生	17	8	4	6	6
	3年生	3	14	8	4	6
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	33	33	27	24	24
③確保の内容（人数）		33	33	30	30	30
④確保の内容（箇所数）		1	1	1	1	1
⑤需給差（③－②）		0	0	3	6	6

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○意見交換会では、上記に含まれない特に高学年の潜在ニーズがあることが判明しているため、支援員の確保等により、希望者すべてが受け入れられる体制づくりをめざします。

【04】放課後子ども教室

(単位：人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	60	56	51	48	46
確保方策	60	60	60	60	60
需給差	0	4	9	12	14

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○放課後子どもいきいきクラブとして実施しており、小学校全学年を対象として毎週月・水・金曜に公民館や図書館を中心に、土曜教室は小学6年生を対象に毎週土曜日に公民館を中心に実施していきます。2025年に新たに全児童対策事業を試行・着手し、放課後こどもいきいきクラブ・放課後児童クラブと全児童対策のあり方を検討・検証し、真鶴町における放課後児童対策の充実を図ります。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量（前ページに記載）

②放課後子ども教室（全児童対策事業を含む）の年度ごとの実施計画（上表に記載）

③連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

現在、学童保育は小学校内で、放課後子ども教室は公民館を中心に実施していますが、メニューにより、同一の小学校内で実施することがあります。相互の連携・協力体制についての検討を図っていきます。

④校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

現在、学童保育は小学校内で、放課後子ども教室は公民館を中心に実施していますが、メニューにより、同一の小学校内で実施することがあります。相互の連携・協力体制についての検討を図っていきます。

⑤連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

小中一貫校の建設を予定しており、すべて校内交流型への転換に向けて検討していきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後子ども教室の運営委員会に福祉部局の職員が出席する等の連携を行っており、引き続き関係部局が連携し、放課後児童対策に総合的に取り組みます。

⑦放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策 その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応（こども家庭センター等の関係機関との連携等）、事業の質の向上に関する具体的な方策等

真鶴町の放課後児童対策の要として、放課後こども教室の充実、こども家庭センターと教育支援センターの連携等、福祉部局と教育委員会の連携をさらに図っていきます。児童の安全・安心を第一に、配慮を要する児童への対応を含めた支援方法などに関する研修や受入れの体制確保に努めます。また、対応できる人材の確保に努めます。また、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性及び創造性の向上等を図り、こどもの健全育成と環境づくりを進めていきます。

【05】 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

（単位：人回／年）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	135	132	129	123	117
確保方策	500	500	500	500	500
需給差	365	368	371	377	383

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○地域子育て支援拠点事業に準ずる事業として、子育てサロン（まなっこひろば）を実施しており、今後はその場を情報センターに移し、利用状況及びニーズを把握しながら、継続して提供します。

【06】 一時預かり事業

（単位：人日／年）

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	1号認定	374	396	352	330	330
	2号認定	0	0	0	0	0
確保方策		400	400	400	400	400
需給差		26	4	48	70	70

イ 保育所その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み		306	309	288	270	261
確保方策		350	570	570	570	570
需給差		44	261	282	300	309

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○ひなづる幼稚園在園児を対象として実施します。

○その他の場所での一時預かりは、情報センターに場所を移し、育児支援サービスを行うまなづる協力隊「まなサポ」と連携を図り、ニーズに対応していきます。

【07】 病児・病後児保育事業

(単位：人日／年)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	12	25	25	25	25
需給差	12	25	25	25	25

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○潜在ニーズに対応できるよう、協力可能な医療機関等の確保を進めていきます。

【08】 子育て援助活動支援事業（就学児）

(単位：人日／年)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	100	200	200	200	200
需給差	100	200	200	200	200

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○2025年度後半をめどに、ファミリー・サポート・センター事業が開始できるよう進めていきます。

【09】 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位：人日／年)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	—	—	—

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

【10】利用者支援事業

(単位：か所)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
需給差	0	0	0	0	0

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○実施中の事業であり、今後も1か所で実施していきます。

【11】妊婦健康診査

(単位：人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	196	182	182	168	154
確保方策	196	182	182	168	154
需給差	0	0	0	0	0

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○妊娠中の14回分を公費負担により健康診査を実施しています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【12】乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	14	13	13	12	11
確保方策	14	13	13	12	11
需給差	0	0	0	0	0

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○今後も子育て家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【13】 養育支援訪問事業

(単位：人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	4	4	4	4	4
需給差	4	4	4	4	4

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○今後も養育支援の必要な家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【14】 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などの実費徴収分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。
- 実費徴収分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助等を検討します。

【15】 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
- 今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

【16】 子育て世帯訪問支援事業

(単位：人日)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	2	2	2	2	2
需給差	2	2	2	2	2

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○訪問支援の必要な家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【17】 児童育成支援拠点事業

(単位：人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	—	—	—

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○ニーズをみながら必要に応じ実施を検討していきます。

【18】 親子関係形成支援事業

(単位：人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	—	—	—	—	—

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○支援の必要な家庭の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【19】 妊婦等包括相談支援事業

(単位：回)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	28	26	26	24	22
確保方策	28	26	26	24	22
需給差	0	0	0	0	0

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○今後も妊婦等の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

【20】 乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」

(単位：人)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	6	6	6	6	6
需給差	6	6	6	6	6

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○ニーズをみながら必要に応じ対応を進めていきます。

【21】 産後ケア事業

(単位：人日)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	5	5	5	4	4
確保方策	16	13	13	12	11
需給差	11	8	8	8	7

◆◆ 確保方策の考え方 ◆◆

○今後も産婦の状況を把握しながら、引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所には、すべてのこどもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、統合が図られています。その上で、人間形成において重要な時期における「幼児教育」等、0歳～6歳までの「子育て・保育・教育」のグランドデザインを町民の参加と議論のもと作成していきます。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるように、すべてのこどもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、利用者ニーズや施設・設備等の状況を踏まえて推進していきます。

幼稚園、保育所、認定こども園は、こども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。本町では、満3歳以降も引き続き保育所において切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していくものとしませんが、今後は、地域型保育事業者の参入についても視野に入れながら、情報共有と連携支援の充実を図ります。

加えて、本町では小中一貫校の建設を予定しており、「こども・若者を真ん中にしてまちで育む」ことができるよう、関係機関相互の密接な連携のもとに進めていきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ神奈川県による立ち入り調査等にも同行するなど、神奈川県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援を行います。

第7章 計画の推進について

1 計画の推進体制

本計画は、狭義のこども計画（こどもの貧困対策計画、こども・若者計画）、次世代育成支援対策行動計画、こども・子育て支援事業計画、健やか親子21計画を兼ねており、すべてのこどもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。

そのため、全庁的に広く連携するとともに、町全体として、こども・若者支援に取り組むことが必要不可欠であり、家庭をはじめとした、保育所（園）、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の推進については、町民との「共有」が不可欠である。「共有」には、一方的な発信・周知だけでなく、双方向型の対話こそが重要となる。計画策定における町民参加と同様に、計画の推進においても、こども・若者の居場所づくりや幼児教育の在り方等、本計画で掲げられた様々なテーマについて、定期的な意見交換会を開催し、計画の共有と協働推進を図ります。

また、実効性を高めるため、真鶴町子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援事業計画に掲げられたKPI（量の見込みと確保方策）や各施策の実施について、進捗を確認・検証する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

なお、計画に基づく事業の実施状況や評価については、町の広報やホームページ等を活用し広く町民に公表していきます。